

魚津市告示第107号

魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項の診療所であって魚津市に開設しているものをいう。
- (2) 個別接種 診療所において、12歳以上の者に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うことをいう。
- (3) 住所地外接種 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により魚津市以外の住民票に記載されている者に対する個別接種をいう。
- (4) 接種回数 個別接種を行った回数をいう。ただし、個別接種を行うための予診結果に基づき個別接種を行わなかったものは、接種回数に含まないものとする。
- (5) 対象期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 第1期間 令和5年5月1日から令和5年7月2日まで
  - イ 第2期間 令和5年7月3日から令和5年8月31日まで
  - ウ 第3期間及び以降の期間 市長が別に定める期間
- (6) 対象診療所 対象期間ごとに、次に掲げる要件を満たした診療所をいう。
  - ア 接種回数が週100回以上である週が4週以上であったこと。

イ アに規定する週ごとに、少なくとも1日は、時間外（当該診療所の標榜する診療時間以外の時間をいう。）、夜間（当該診療時間の標榜する診療時間によらず午後6時以降をいう。）又は休日（当該診療所の標榜する診療日によらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び3日、土曜日並びに日曜日をいう。）に係る接種体制を用意（診療所において接種体制を用意し、又は自治体の集団接種会場等への医療従事者の派遣を行うことをいう。）していたこと。

（7） 週 月曜日から日曜日までをいう。ただし、第2期間の最終週においては、令和5年8月28日から同月31日までの期間を週とみなす。

（支援金の交付）

第3条 市長は、個別接種を促進するため、個別接種に協力する診療所に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとする。

（支援金の金額）

第4条 支援金の支給額は、対象期間ごとに、接種回数が週100回以上である週における接種回数に支援金の単価を乗じた額とする。

2 支援金の単価は、接種回数1回当たり2,000円とする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする対象診療所は、対象期間ごとに、対象期間の末日の属する月の翌月末日までに、次に掲げる書類により、市長に申請しなければならない。

（1） 魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付申請書（様式第1号）

（2） 個別接種の実績報告書（日ごと週ごとの個別接種回数その他支援金を算定するために必要な事項を取りまとめたものをいう。）

（3） 住所地外接種者の予診票の写し（住所地外接種の実績がある場合に限る。）

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するとともに、支援金を交付するときはその額を確定し、魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付決定兼額の確定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、当該申請者に対し、支援金の交付の審査に要する資料の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により支援金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた対象診療所は、速やかに市長に交付金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第7条 市長は、対象診療所が偽りその他不正行為により支援金の交付を受けたと認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該対象診療所に対し、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第7条の規定は、この告示の失効後もなお効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付申請書

年 月 日

魚津市長 宛

魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金の交付を受けたいので、魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者情報

フリガナ										
診療所の名称										
医療機関コード										
診療所の所在地	〒									
代表者の職・氏名	職名				氏名					
申請に関する担当者	職名				氏名					
担当者連絡先	電話番号				Eメール					

2 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 個別接種の実績報告書
- (2) 住所地外接種者の予診票の写し（住所地外接種の実績がある場合に限る。）

様式第2号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

診療所所在地  
診療所の名称  
代表者氏名

魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付決定兼額の確定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金について、魚津市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定及び額を確定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付します。

交付決定及び確定の額 金 円

2 交付しません。  
交付しない理由